

介護職員初任者研修・実務者研修 受講料の一部補助制度

1. 制度概要

「2. 条件」に記載されているすべての条件を満たす方に対し、受講料の一部を補助します。

● 初任者研修受講者

研修受講料の20%を補助(上限20,000円まで)

補助予定者数:8名(うち、介護事業所従事者分5名、障害事業所従事者分3名)

● 初任者研修受講者かつ川崎市介護予防訪問サービス(生活援助特化型)従事者養成研修受講者

研修受講料の20%を補助(上限30,000円まで)

補助予定者数:3名

● 実務者研修受講者

研修受講料の30%を補助(上限50,000円まで)

補助予定者数:3名

2. 条件

- ① 研修修了日が、申請の1年以内の方
- ② 介護職として、以下記載の「介護保険サービス事業」もしくは「障害福祉サービス事業」のいずれかを提供する川崎市内の事業所・施設において、申請日の1年以内に就労を開始した方(※1)
- ③ 申請時において、上記②の就労が就労開始日を起算日として、3か月以上継続している方
- ④ 申請時において、上記②の就労が継続している方(辞めていない方)
- ⑤ 上記②の就労について、事業所・施設に直接雇用されている方。(※2)
- ⑥ 研修受講料について、本事業の補助も含め、雇用主や他機関から補助を受けていない方(※3)

※1 登録ヘルパー等の場合は実働開始日を就労開始日とします。

※2 原則として、派遣社員は対象外。

※3 申請中の補助も含まず。

対象介護保険サービス事業

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護

※ 介護予防・第1号訪問事業における介護予防訪問サービス・第1号通所事業における介護予防通所サービス及び介護予防短時間通所サービス・認知症対応型・地域密着型・夜間対応型の各サービスを含みます。

対象障害福祉サービス事業

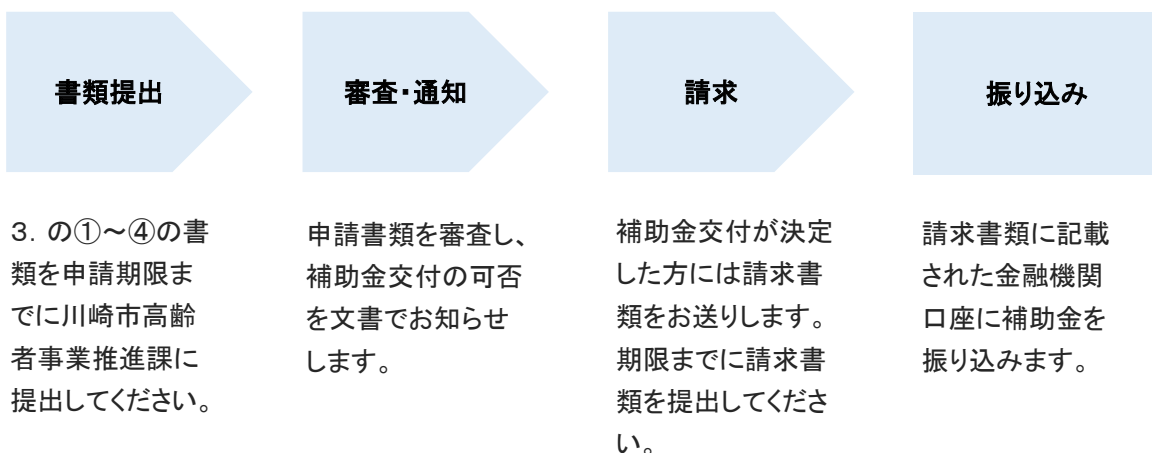
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、移動支援

3. 提出書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 就業先の証明を受けた就業証明書（第2号様式）
- ③ 修了証明書の写し
- ④ 受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書等の写し

※ ①、②の様式は川崎市高齢者事業推進課、各区役所高齢・障害課で配布しています。
また、川崎市高齢者事業推進課のホームページ上からダウンロード可能です。

4. 申請の流れ



【申請期限】 平成31年3月29日（金） 必着

5. その他

※ 原則として、申請が年間の補助予定者数（1. 制度概要の記載箇所でご確認ください）に達した場合、申請期限前に終了させていただきます。

6. 問い合わせ先・提出先

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話044-200-2652 FAX044-200-3926